



退職に伴う手続きと退職後の互助制度

互助組合
(082)228-1386



互助組合では、退職等により組合員資格を喪失された時は、「退会給付金」の請求と「退職医療制度」の加入申出等の手続きが必要です。

退職直前に慌てないように、ぜひこの特集をチェックしてください。

請求書等の様式は、ホームページからもダウンロードできます。

広島県教育職員互助組合

<http://www.gojo.or.jp/>

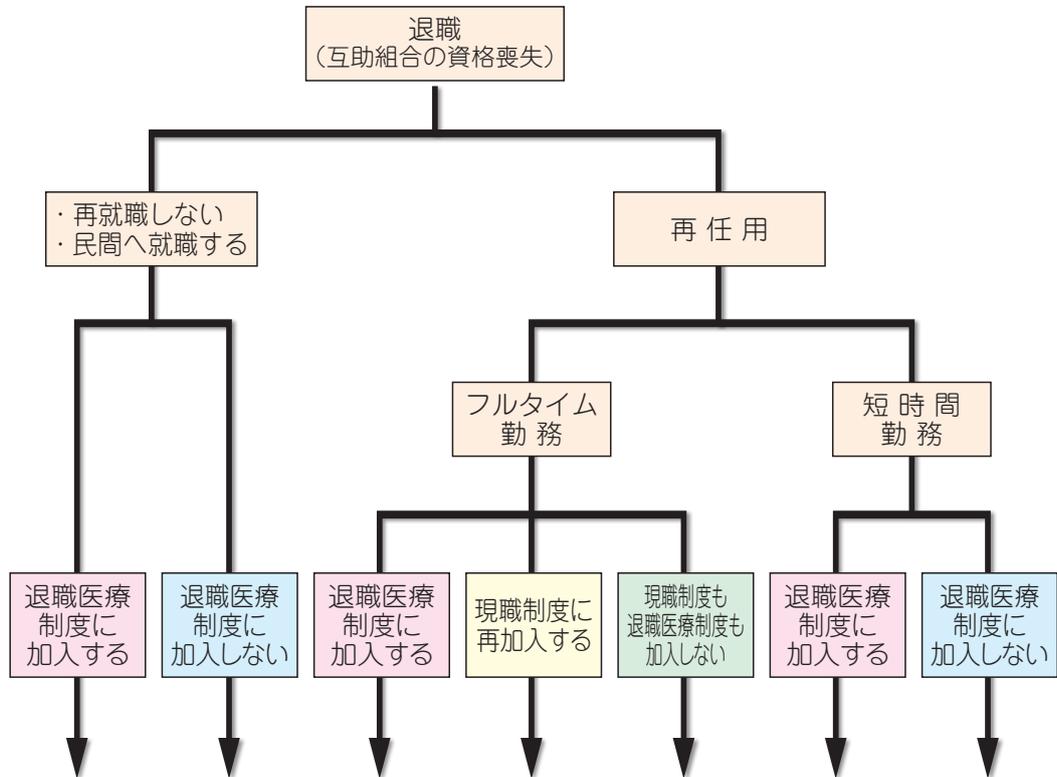


書類は、10月から受付中です。



退職後の流れと提出書類等手続き

退職時に提出する書類は、それぞれ異なります。下のフロー図に沿って、必要な提出書類をご確認ください。



【提出書類】

④退会給付金請求書	○	○	○	○	○	○	○
⑤退職医療組合員 申出書	○	×	○	×	×	○	×
一般財団法人広島 県教育職員互助組 合加入申込書 (再任用フルタイム 職員用)	×	×	×	○ ※1	×	×	×

※1 再任用職員（フルタイム勤務者）の互助組合（現職制度）への再加入手続きについては、3月に所属宛に通知します。

退職時の給付金 ～退会給付金～

退職等（割愛退職を含む。）で組合員資格を喪失した時は、退会給付金を給付します。

請求が必要となりますので、互助組合へ加入している方は全員もれなく退会給付金請求書を提出してください。

【退職等に該当する方】（※ 当互助組合加入者に限る。）

- ① 定年・定年以外の退職者（退職後再任用になる方も請求が必要です。）
- ② 任期付職員で任期が終了する方
- ③ 再任用フルタイムで、任用が終了する方又は来年度から短時間になる方
- ④ 公立学校共済組合広島支部の組合員（任意継続組合員を除く。）でなくなる方

退職後もいきいき！ ～退職医療制度～

互助組合の「退職医療制度」は、退職後の医療費の自己負担に対する助成や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業で退職後の生活をサポートします。

【加入資格】

退職日の翌日の年齢が満 45 歳以上の互助組合員

【加入期間】

終身（給付事業「療養補助金」を除く。）

Point 1

「療養補助金」は、医療費総額の 2 割を給付します！ だから 本人負担額が軽減！

- ・医療費総額（健康保険適用分）の 2 割を 70 歳に達した年度末まで給付します。
 - ・健康保険証の種類を問いません。
 - ・入院、外来、薬局など幅広く使えます。
 - ・一つの医療機関につき 1 ヶ月の診療に対する給付限度額は 63,600 円です。
- ※ 公的な医療費助成を受け、自己負担額が保険適用分に係る医療費総額の 2 割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

【給付例】

70 歳までは医療費の自己負担は通常 3 割で、1 か月の保険医療機関での医療費総額が 10,000 円の場合、窓口での自己負担額は、3,000 円です。療養補助金を請求すると、2,000 円が給付されますので、自己負担は 1,000 円になります。



Point 2

掛金は1回限りの納付！しかも「退会給付金」を充当できる！

加入時に年齢別に設定された「基準掛金」を、一括で納付するので、月払い、年払いのような面倒さはありません。

また、退職時に給付される「退会給付金」を、「基準掛金」に充当することができます。

※ 退会給付金は、互助組合の加入期間等により個人差があります。

退会給付金	－	基準掛金	=	差し引き額
-------	---	------	---	-------

○差し引き額が（+）の場合 → 超過額を給付します。

○差し引き額が（-）の場合 → 不足額を納付していただきます。

〈基準掛金〉

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		



Point 3

他の職員互助会にはない事業がいっぱい！

Q. 退職医療制度の加入の有無でどのように違うの??

加入している人

○ 「療養補助金」の給付（医療費補助）があります。医療費総額の2割を給付します。（保険適用分）

※ 医療機関ごとに月最高限度額 63,600 円まで。

※ 自己負担額が2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

（例）医療費総額10,000円の場合（自己負担割合3割）

療養補助金 2,000 円 自己負担額 1,000 円

○ 「1日人間ドック助成」があります。

1人 17,000 円を助成します。

○ 慶 祝 金：長寿祝金を支給

○ 死 亡 弔 慰 金：亡くなられた時に遺族に支給

○ 入 院 助 成 金：1日 1,000 円を支給

・ 7 日以上の入院
・ 1 年度最高 60 日間を限度

○ 国内研修旅行：互助組合が企画した旅行の参加費用の一部を助成

○ 広 報 紙：全組合員に配布

※ 事業内容は変更されることがあります。

加入していない人

× 医療費の補助はありません。

全額自己負担

保険診療の一部負担金の全額が、自己負担となります。

（例）医療費総額10,000円の場合（自己負担割合3割）

自己負担額 3,000 円

× 1日人間ドックへの補助はありません。

全額自己負担

× 退職医療制度の事業は一切受けることができません。